

ひょうご花緑創造プラン 概要

序章 はじめに

目的

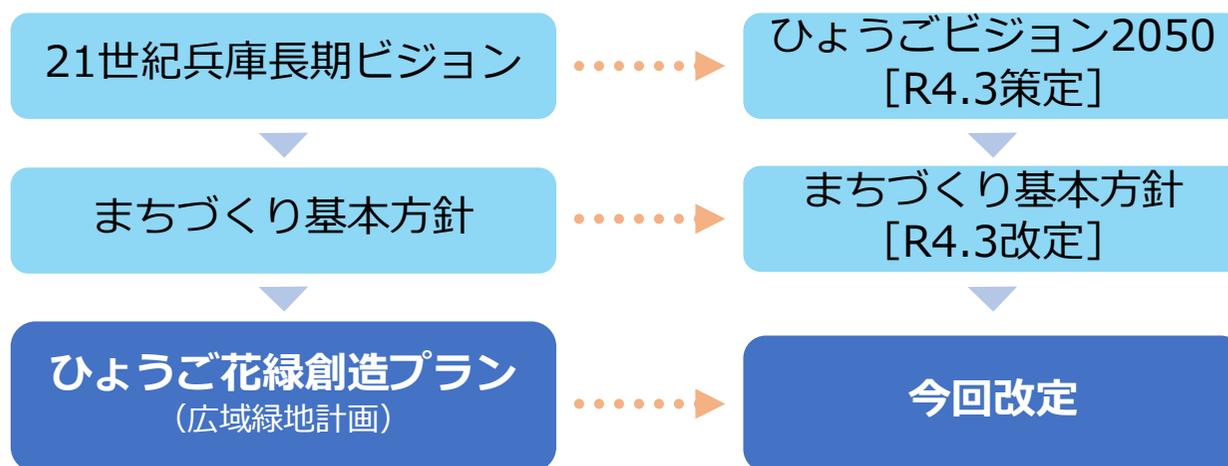
県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取り組みの方向性を示す

計画年度

平成28年度～令和7年度（10年間）

位置付け

- 「21世紀兵庫長期ビジョン」（「現ひょうごビジョン2050」）、
「まちづくり基本方針」における、花と緑の取り組みの方向性を示す個別分野の計画
- 広域緑地計画（※）としての性格も有する



※広域緑地計画…

建設省（当時）の通達に基づき、「兵庫県広域緑地計画」として平成8年3月に策定。一つの市町の範囲を越えた広域的な視点で、都市公園等の緑地整備、市街地の緑地保全に関する施策や目標を示した任意計画。平成28年度に本プランを改定した際、広域緑地計画の要素を一部に盛り込んでいる。

第1章 花と緑の現状と課題

現 状

- 花緑の取り組みの広がり
- 花緑への関心の高さ
- 「ゆたかさ」のとらえ方
(量より質へ、体験・活動志向)
- 地域による花緑の偏在

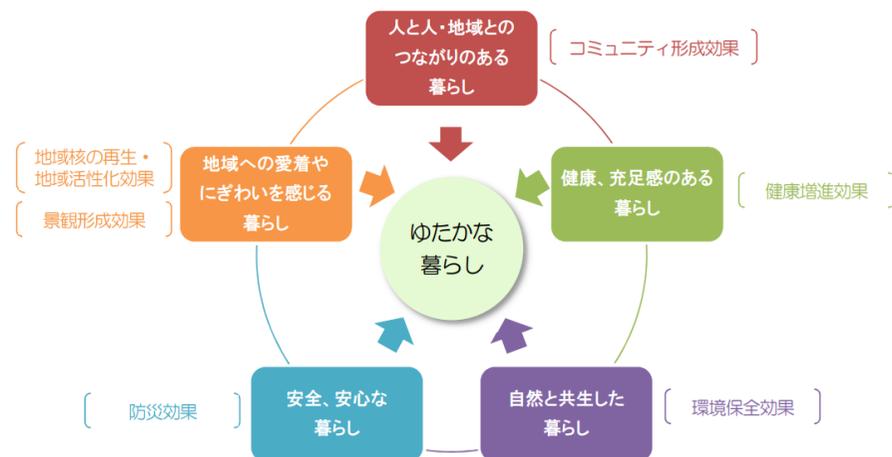
課 題

- 参画と協働の取り組みの継続が必要
- ゆたかさへの視点が必要
- 花緑の偏在の是正が必要

理念・目標へ

第2章 理念

花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現



第3章 目標

- ゆたかな暮らしの実現を実感する目標として、**緑の質、量の視点から3つの基本目標**を設定

基本目標	プラン策定時	目標
身近な花と緑に満足する人の割合を増やす	約65%	70.0%
市街化区域の緑地割合 3割の維持	30.6%	30.0%
人口集中地区の緑地割合 25%の確保	23.9%	25.0%

- 地域ごとの取り組みの方向性を示すため、**地域目標を設定**

都市地域	ゆとりと潤いある都市空間の維持・創造
農山村地域等	田園・里山空間等多自然環境の保全・活用
森林地域	豊かな多自然環境にある森林の保全・活用

第4章 基本方針 ・ 第5章 推進施策（1）

基本方針 1

「花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります」
～参画と協働による花緑活動の一層の推進～

推進施策の柱

- ①コミュニティ形成に繋がる住民団体による緑化活動の推進
- ②ボランティア活動等の緑化活動の推進
- ③事業者等による緑化活動機会の創出

主な推進施策

- ・県民参画の緑化活動の継続的推進
（県民まちなみ緑化事業）
- ・緑化資材の提供事業
- ・花と緑のまちづくりセンターによる調査研究・普及
啓発・活動支援



花緑による人と人・地域とのつながりある暮らし

第4章 基本方針 ・ 第5章 推進施策（2）

基本方針2

「花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくれます」
～広域及び生活に身近な地域における緑地の創出・保全～

推進政策の柱

- ④都市における多様な緑化の推進
- ⑤都市地域等の低・未利用地の利用の推進

主な推進施策

- ・大規模な都心緑化の支援
（県民まちなみ緑化事業）
- ・人口集中地区内の緑化の推進
（県民まちなみ緑化事業）
- ・環境の保全と創造に関する条例の適用による
屋上・壁面及び敷地の義務緑化



花緑による人にやさしい暮らし

第4章 基本方針 ・ 第5章 推進施策（3）

基本方針3

「花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります」
～自然再生・生物多様性の確保に関する取り組みの拡大～

推進政策の柱

- ⑥ 森林や里山整備の推進
- ⑦ 生物多様性保全活動の推進

主な推進施策

- ・森林管理100%作戦（新ひょうごの森づくり）
- ・小中学校における環境教育の推進・環境体験事業・自然学校推進事業



花緑による自然と共生した暮らし

第4章 基本方針 ・ 第5章 推進施策（4）

基本方針4

「花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります」
～花緑の効果的な活用～

推進政策の柱

- ⑧ 地域の子育て力の向上
- ⑨ 高齢者等の健康増進
- ⑩ 花緑の担い手の育成
- ⑪ 都市と農山村との連携の推進
- ⑫ 良好な景観形成の推進
- ⑬ 地域の元気づくり

主な推進施策

- ・校園庭の芝生化（県民まちなみ緑化事業）
- ・のじぎくの里づくり事業
- ・オープンガーデン普及支援



花緑による健康、充実感のある暮らし

第4章 基本方針 ・ 第5章 推進施策（5）

基本方針5

「花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります」
～花緑による安全・安心の向上～

推進政策の柱

⑭地域防災力の向上

⑮防災・減災対策の推進

主な推進施策

- ・都市公園等の防災拠点や避難場所の整備・活用
- ・住民参画型森林整備（災害に強い森づくり）



花緑による安全・安心な暮らし

第6章 維持管理の推進

① 人材育成

県民まちなみ緑化事業実施者への専門家講習会
花緑団体中間支援団体に対する支援

② 普及啓発（情報の共有）

花緑の情報共有ホームページ(活動内容の紹介、活動発表の場の提供)

③ 支援

花と緑のまちづくりセンターにおける園芸相談、緑のパトロール隊



専門家講習会の様子

第7章 計画の推進体制

- 花緑施策と他の施策との関係性を考慮
県や市町は、関係部局が横断的に連携し、花緑施策を推進
- 各主体間の連携に係る調整・支援などに積極的に関わり、共に取り組む

